

【参考】寄附金（税額）控除のための書類について

課税上の優遇措置の適用を受ける団体への個人からの寄附について、寄附者が所得税の優遇措置を受けるためには、収支報告書に記載した「個人からの寄附」の内訳一件ごとに、「寄附金（税額）控除のための書類」を団体が作成し、添付する必要があります。

「寄附金（税額）控除のための書類」の記載方法については、次ページの記載例を参照してください。

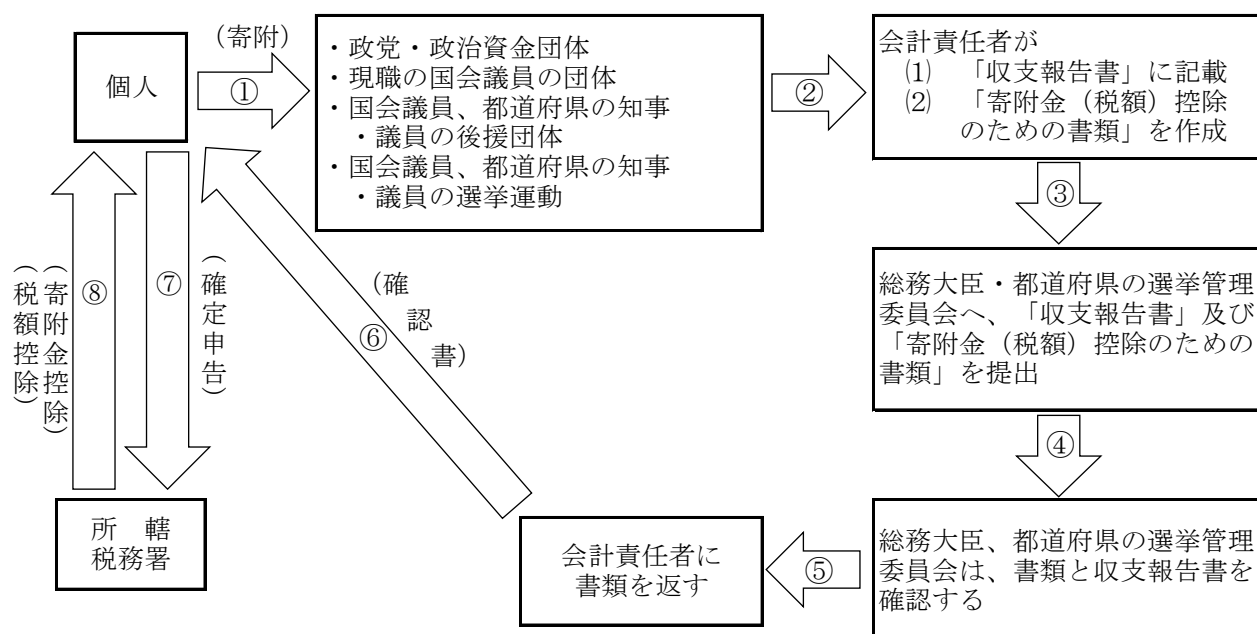
1 寄附金（税額）控除を受けるための要件

- (1) 個人からの政治活動に関する寄附であること。
- (2) 寄附が収支報告書により総務大臣又は県選挙管理委員会に報告されていること。
- (3) 次のいずれかに対する寄附であること。
 - ① 政党、政党の支部及び政治資金団体
 - ② 現職の国会議員が主宰し、又はその主要な構成員となっている政治上の主義、施策の推進、支持、反対を本来の目的とする団体
 - ③ 特定公職（国会議員、都道府県の知事・議員）の候補者の推薦・支持を本来の目的とする団体
※ただし、特定公職の候補者のうち現職でない者の場合は、その候補者が立候補した年及びその前年分だけが対象となる。
 - ④ 特定公職の候補者の選挙運動
- (4) 寄附が、法に違反していないこと及び寄附者に特別の利益が及ぶものでないこと。

2 控除の対象となる寄附

- (1) 当該議員が現職の期間中になされた寄附が対象。
- (2) 選挙に立候補した場合は、当該選挙に立候補した年とその前年になされた寄附が対象。
- (3) 現職の議員が立候補しなかったときは、その議員の任期中になされた寄附が対象。

3 手 続（番号順）



【参考】 寄附金（税額）控除のための書類（記載例）

寄附金（税額）控除のための書類

各寄附者について、(その7)の記載内容と一致させてください。

この寄附金は、政治資金規正法第12条若しくは第17条又は公職選挙法第189条の規定による報告書により報告されたものです。

寄附をした者	氏名	砺波 一雄		
	住所	南砺市城端123		
寄附金の額	必ず、「¥」をつけてください。 ¥200,000 円			
寄附の年月日	寄附を複数回受領した場合、この欄は空欄にし、「寄附の内訳」欄に記入してください。 年 月 日			
寄附の内訳	年月日	金額	年月日	金額
	R〇年3月18日	100,000 円		
	R〇年3月30日	100,000 円		
	年月日	円		
	年月日	円		

同一人物が、日を違えて寄附をした場合は、寄附日ごとに「寄附の内訳」に計上し、上段「寄附金の額」欄に合計額を記入してください。

(その1) 収支報告書表紙の記載と一致します。

(政治団体への寄附の場合)

名称	富山県民協会		
所在地	富山市新総曲輪1-7		
団体の区分	1. 政党又は政治資金団体	2. 左記以外の特定の政治団体	
租税特別措置法第41条の18第1項第3号該当の場合	その団体の主宰者又は主要な構成員である国会議員の氏名		
租税特別措置法第41条の18第1項第4号該当の場合 (同号イ該当の場合は(2)の記載は必要ありません。)	(1) その団体が推薦し又は支持する者の氏名		
	(2) 上記(1)の者が立候補した選挙名及び立候補年月日		
		富山 太郎	選挙
		年 月 日	

該当する区分の番号を○で囲んでください。

(選挙運動に関する)

公職	「被推薦書」又は「国会議員関係政治団体に該当する旨の通知」を提出している団体は記入してください。 (政党の支部は記入不要です。)		
	現職の場合は記入不要です。		
	選挙		
	年 月 日		
住所			